



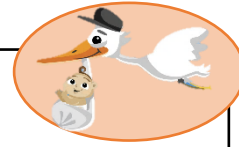
# 「妊産婦医療費助成事業」のお知らせ



妊産婦の方の医療費の一部を助成します。

## 助成対象者（①～③の全てを満たしている方）

- ① 新発田市に住所がある妊産婦の方
  - ② 各医療保険の被保険者本人または扶養されている方
  - ③ 市町村民税（住民税）が非課税または市町村民税の所得割が非課税（均等割のみ課税）の世帯の方
- ※ 生活保護世帯は除く



## 【助成対象期間】

妊娠届出の翌月の初日から出産した日の翌月の末日まで

※ただし、流産をした場合は対象期間が変更となりますので、届け出てください。

## 【自己負担限度額】

通院	1回 530円（530円に満たないときはその額） ※ 同じ医療機関で1か月のうち4回目まで負担。5回目以降は無料
薬局	無料
入院	1日 1,200円
訪問看護	1日 250円

《注意》 健康保険適用外の医療費や薬の容器代は個人負担になります。

## 【申請手続き】

### 1. 申請に必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 母子健康手帳
- ③ 申請者の本人確認書類（運転免許証など）

### 2. 申請窓口

こども課 子育て支援係	市役所 2階	中央町3-3-3	0254-28-9232
各支所 住民福祉係	豊浦支所	乙次281-2	0254-22-6777
	紫雲寺支所	真野原外3331-5	0254-41-3112
	加治川支所	住田510	0254-33-3103

### 3. 手続の流れ

#### (1) 受給者証の申請

- ① 妊娠届、転入届をした後、必要書類をお持ちになって、申請窓口へ申請書を提出してください。
- ② 給付決定後、「妊産婦医療費受給者証」と「妊産婦医療費助成申請書」を郵送します。

#### (2) 医療機関の受診

- 医療機関で健康保険証を提示し、受診のつど自己負担額の支払いをしてください。  
※助成の申請に医療機関の領収書が必要です。大切に保管しておいてください。

#### (3) 助成額の申請

- ① 「妊産婦医療費助成申請書」を記入し、医療機関の領収書と一緒に申請窓口へ提出してください。  
※受診日から6か月以内に申請してください。
- ② 当月分の助成金額を、後日指定金融機関に振り込みます。

### 【その他】

次の場合、申請窓口へ届出が必要となります。

- 妊産婦医療費受給者証の記載内容に変更が生じた場合（転居、保険変更等）
- 妊産婦医療費受給者証を紛失した場合

### 【Q&A】

Q.「妊産婦医療費受給者証」に記載された予定日通りに産まれなかったら？

A.出産後、申請窓口へ「妊産婦医療費受給者証」を持参してください。お子さんの出生日を確認し、受給者証の終期証明確認印の欄に押印します。そこで最終的にいつまで助成を受けられるかが確定します。

Q.装具等を作った場合、助成はありますか？

A.助成対象となります。申請には、医療機関から発行される証明書と領収書が必要です。詳しくは、こども課までお問い合わせください。

Q.妊娠届の時は課税世帯だったけど、その後税額更訂や親と別居等で非課税になった場合は？

A.早急に申請窓口で申請してください。申請をしていただくと、申請日の翌月から助成の対象になります。

Q.医療費助成を受けていたが、途中で課税世帯に変更になった場合は？

A.早急に申請窓口へ届出てください。場合によっては、助成額をお返しいただくこともあります。

※ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

#### お問合せ先

こども課 子育て支援係

〒957-8686

新発田市中央町3丁目3番3号 新発田市役所2階

TEL：0254-28-9232（直通）

